

潟上市第6期障害福祉計画・第2期障害児計画（案）【概要版】

1. 計画策定の趣旨

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように障害福祉サービスを充実させて、生活基盤を整えることが重要となっています。

「障害福祉計画」は、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保にかかる目標、各年度における障害福祉サービス、指定地域相談支援や指定計画相談の種類ごとに必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施するための方策を定めるものです。

また「障害児福祉計画」は、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を設定するためのものです。

2. 基本理念と基本目標

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心してくらしたいけるように第2次潟上市総合計画および秋田県障害者計画を上位計画としています。

基本理念

健やかに暮らす健康福祉都市

基本目標

- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立を社会参加の促進
- III バリアフリーの推進

3. 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年（2024年度）の3年間とします。ただし、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

4. 成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

1) 施設入所者の地域生活への移行

- ①地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上

- ②施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上の削減

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ①各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ①一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍
内訳：・移行支援事業：1.30倍
・就労継続支援A型事業：1.26倍
・就労継続支援B型事業：1.23倍

5) 障がい児支援の提供体制の整備

- ①児童発達支援センターの設置
- ②難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- ③保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等ディサービスの確保
- ⑤医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

6) 相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の確保【新規】

7) 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の確保【新規】

5. 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

前回計画の実績などを踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込量とその確保の方策を定めます。

6. 地域生活支援事業の事業内容と見込量

これまでの実績や障がいのある方のニーズを踏まえて、令和3年度から令和5年度までの見込量を定めます。

7. 計画の推進にあたって

- ・地域での自立と社会参加
- ・連携と協力体制の確保
- ・障害者地域自立支援協議会の活用